

組織運営等に係る見直しについて

1 基本的な考え方

本市を取り巻く行政課題の変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、公正公平な行政の確保に基づく各種施策の着実な推進を図るため、次の3点に係る組織の改正等、所要の見直しを行います。

- (1) 津市自治会問題を受けた業務推進体制等の見直し
- (2) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の中止に伴う推進体制の整理
- (3) 建設部に係る効率的な業務推進体制の整備

2 見直しの具体的内容

- (1) 津市自治会問題を受けた業務推進体制等の見直し

ア 市民部に係る推進体制の見直し

【人権課人権啓発担当の同課人権担当への改編等】

本市においては、市民部人権課人権啓発担当において、人権施策の推進を始め人権施策に係る計画の策定、人権擁護委員に関する事務等を、同課地域調整室地域調整担当において、地域調整に係る関係行政機関及び関係各種団体との連絡調整のほか、津地域に設置する隣保館及び津市共同浴場の管理運営に関する事務等を、各総合支所地域振興課（久居総合支所にあつては生活課）人権啓発担当において、総合支所ごとに各地域における人権施策の推進及び地域調整に係る関係行政団体、関係各種団体との連絡調整、総合支所所管区域に設置する隣保館の管理運営に関する事務等をそれぞれ分掌しています。

また、人権教育の推進に当たっては、教育委員会事務局人権教育課人権教育担当において、人権教育の総合的な推進に関する事務等を分掌するとともに、同担当及び各教育事務所教育総務担当（久居教育事務所にあつては学校教育・人権教育担当）において、人権教育に係る相談、指導及び助言のほか、教育集会所の運営に関する事務等を分掌しています。

近年、障がいを理由とする差別等、人権問題がより複雑・多様化する中で、今後においては、これら人権課及び地域調整室で分掌する各種人権施策に関する事務を一元化し、これまで以上に幅広く、総合的かつ一体的な人権施策を推進するとともに、各総合支所が実施する各地域にお

ける人権施策の総括、さらには、教育委員会が担う人権教育に係る各種施策と綿密な連携を図るための推進体制の整備が必要です。

このことから、人権に係る相談、啓発、人権意識の高揚等、人権課で分掌する人権施策の推進に関する事務に加え、各部及び総合支所が実施する各種人権施策に係る総合調整や総合支所所管区域も含めた全ての隣保館における人権啓発に関する取組の総括、さらには、教育委員会における人権教育施策との連携を図ることを目的に、本市における人権施策の総括部門として、人権課人権啓発担当を同課人権担当に改編し、同課の総括及び総合調整の下、総合的な人権施策を推進するための体制を整備します。

なお、当該見直しにより地域調整室は廃止します。

【自治会等の相談、要望窓口の地域連携課への一元化】

地域連携課については、全ての市民、地域を対象とした広聴に関する事務、各総合支所で分掌する自治会からの相談、要望等の調整及び取りまとめに関する事務等に加え、津地域の自治会からの相談、要望等の窓口としての機能を担っています。

一方で、津地域の一部特定の地域、自治会等からの相談、要望等については、地域調整室、中央市民館等において実質的に対応してきました。このため、今後はこれら地域、自治会等からの相談、要望等への対応についても、他の地域、自治会等と同様に地域連携課に一元化します。

中央市民館については、人権課人権担当の下で、人権啓発や生活上の各種相談業務等、隣保館としての本来の設置目的に基づく管理運営を行います。

【ダイバーシティ社会推進のための男女共同参画室の改編】

男女共同参画室については、市民交流課が所管する多文化共生に関する事務との連携を図りつつ、性別、国籍、民族等に捉われず、互いの違いを認め合うダイバーシティ社会の推進に取り組むため、人権課男女共同参画室を市民交流課男女共同参画室に改編します。

なお、市民部においては、現在、市民部長のほか地域連携担当理事及び人権担当理事を置き、それぞれに各課・室等を掌理していますが、上記の推進体制の見直しに合わせ、市民部長が市民課、人権課及びアストプラザの2課1施設を、地域連携担当理事に代え、新たに配置する交流連携担当理事が市民交流課、地域連携課及び男女共同参画室の2課1室

を掌理する体制に移行します。

イ 適正な事務執行に係る推進体制の整備及び新たな仕組みの導入

(7) 建築施設等の少額修繕事務の適正化に係る推進体制の整備

【財産管理課財産活用担当の財産活用・建築修繕支援担当への改編】

建築施設等の少額修繕に係る適正な事務の執行を確保するため、財産管理課財産活用担当を同課財産活用・建築修繕支援担当に改編し、これまでの公共施設の整備及び再編に関する事務等に加え、新たに施設所管課が行う建築施設等の少額修繕に係る仕様書の作成及び履行確認に関する支援、並びに補助金所管課による建築物等に係る補助金審査に係る技術支援に関する事務を分掌します。

なお、新たに同担当の事務を専任で掌理する財産活用・建築修繕支援担当副参事（技術職員）を置き、建築施設等の修繕及び建築物等に係る補助金の所管課が全庁横断的に技術職員に相談できる体制を整備します。

(4) 補助金の審査及び交付事務に係るチェック体制の強化

【各部、総合支所等への補助金審査担当者の配置】

補助金の審査及び交付事務の適正な執行を図るため、新たに補助金の交付決定、交付決定の変更及び交付確定のそれぞれの段階において確認すべき内容を示したチェックシートを導入し、補助金所管課における確認事務の強化を図ります。加えて、新たに各部、総合支所等に担当主幹級の補助金審査担当者を置き、補助金所管課においてチェックシートに基づく確認が適正に行われているかなど、補助金所管課とは別の視点から関係書類等を確認する事務執行をルール化し、運用します。

なお、補助金審査担当者には、各部、総合支所等に置く企画員又は地域企画員を充て、当該企画員等を置く課等が所管する補助金については、部長等があらかじめ指定する当該部等の他の課等の担当主幹級職員を充てます。

(2) 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の中止に伴う推進体制の整理

【国体・障害者スポーツ大会推進局の廃止】

三重とこわか国体及び三重とこわか大会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、三重県において今年の両大会の中止及び6年後の延期申請の見送りが決定されました。

このため、業務の縮小に応じて、配置職員の段階的な減員を図りつつ、三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会の決算、監査及び解散、同実行委員会所有備品等の財産分与及び処分、後催自治体による照会への対応等の残事業を的確に実施した上で、令和4年3月31日をもって、国体・障害者スポーツ大会推進局を廃止します。

(3) 建設部に係る効率的な業務推進体制の整備

【津北及び津南工事事務所管理担当の建設政策課等への統合】

建設部津北工事事務所及び津南工事事務所の管理担当を廃止し、同担当が分掌する各所管区域における道路等の占用に係る申請の受付等の事務を建設政策課に、また、道路等の用地の財産処分及び寄附取得の受付等の事務を用地・地籍調査推進課にそれぞれ移管し、建設事業に係る各種許認可に関する事務等を効率的に実施するための推進体制を整備します。

なお、不法占用に係る指導、不法投棄や放置自転車の撤去、公園等の管理委託に係る事務等、地域住民や自治会からの相談及び問い合わせへの対応などに関する事務については、今後は、両工事事務所維持担当で分掌し、両事務所における機能を維持します。

また、津南工事事務所管理担当が分掌する久居総合支所の所管区域における公園緑地の使用許可及び使用料の徴収に関する事務については、他の総合支所同様に総合支所に対応するため、久居総合支所地域振興課に移管し、久居地域における機能の継続及び利便性の確保を図ります。

3 実施時期

令和4年4月1日から実施します。

4 今後の対応

津市事務分掌規則等の関係規則を改正する予定です。

組 織 改 正 比 較 表

政策財務部		政策財務部	
改 正 案		現 行	
課	担 当	課	担 当
財産管理課	管理担当 財産活用・建築修繕 支援担当	財産管理課	管理担当 財産活用担当

市民部		市民部	
改 正 案		現 行	
課 等	担 当	課 等	担 当
市民交流課	管理担当 国際・国内交流担当 多文化共生担当 交通安全担当	市民交流課	管理担当 国際・国内交流担当 多文化共生担当 交通安全担当
<u>男女共同参画室</u>	<u>男女共同参画担当</u>		
地域連携課	広聴相談担当 対話連携担当 地域政策担当	地域連携課	広聴相談担当 対話連携担当 地域政策担当
人権課	<u>人権担当</u>	人権課	<u>人権啓発担当</u>
		<u>男女共同参画室</u>	<u>男女共同参画担当</u>
		<u>地域調整室</u>	<u>地域調整担当</u>

スポーツ文化振興部

国体・障害者スポーツ大会推進局

改 正 案		現 行	
課	担 当	課	担 当
		総務企画課	総務企画担当
		競技運営課	運営調整担当 競技運営担当

建設部

建設部

改 正 案		現 行	
課 等	担 当	課 等	担 当
津北工事事務所	維持担当 補修担当	津北工事事務所	<u>管理担当</u> 維持担当 補修担当
津南工事事務所	維持担当 補修担当	津南工事事務所	<u>管理担当</u> 維持担当 補修担当